



やおっち商い通信

令和4年6月号
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

第62回通常総代会

商工会の総代会が、令和4年5月18日に開催され、賛成多数で下記の提出議案すべて原案どおり可決承認されました。

令和2年度(第60回)、令和3年度(第61回)は、新型コロナウイルス感染症防止のため、書面議決により行われたため、3年ぶりに総代のみなさまにお集まりいただき、活気のある総代会となりました。

◆総代定数:100名

◆出席者数:60名 (内委任状23名)

◆提出議案

第1号議案 令和3年度収支更正予算の承認について

第2号議案 令和3年度事業報告、収支決算書、貸借対照表、財産目録の承認について

第3号議案 令和4年度事業計画、収支予算(案)の承認について

第4号議案 定款・規約の一部改正について

第5号議案 借入最高限度額決定について

第6号議案 役員辞任に伴う役員改選について

○第6号議案については、

商工会青年部長の任期満了に伴うもので、以下のとおり改選されました。

前部長 石井洋平 氏

新部長 佐藤建郎 氏

令和3年度 八百津町商工会 収支決算書

(単位:円)

収入の部		支出の部	
1. 県補助金	21,220,927	1. 経営改善普及事業指導職員設置費	23,978,832
2. 町補助金	7,000,000	2. 経営改善普及事業費	1,836,997
3. 全国連補助金	602,968	3. 地域総合振興事業費	6,092,605
4. 会費・手数料等収入	11,077,881	4. 管理費	8,352,074
5. 前期繰越収支差額	2,804,391	5. 資産取得支出	220,000
		6. 次年度繰越金	2,225,659
合 計	42,706,167	合 計	42,706,167

令和4年度 八百津町商工会 収支予算書

(単位:円)

収入の部		支出の部	
1. 県補助金	21,300,000	1. 経営改善普及事業指導職員設置費	26,800,000
2. 町補助金	7,000,000	2. 経営改善普及事業費	1,810,000
3. 全国連補助金	10,000	3. 地域総合振興事業費	7,120,000
4. 会費・手数料等収入	13,214,341	4. 管理費	6,520,000
5. 前期繰越収支差額	2,225,659	5. 資産取得支出	1,000,000
		6. 予備費	500,000
合 計	43,750,000	合 計	43,750,000

■ 蘇水峡川まつり事業

「蘇水峡川まつり花火大会」 3年ぶりに開催！

蘇水峡川まつり花火大会

日時:令和4年8月7日(日) 午後7時40分～

場所:木曾川河畔八百津橋付近



協賛金募集にご協力

お願いいたします！

【本年度の実施方針】

新型コロナウイルス感染症まん延により、令和2年度、令和3年度において本事業は中止とさせていただきます。感染症発生から今日まで、感染者は増加・減少を繰り返し、重症者数は減少傾向にあるものの終息に至っていません。こうした状況下、地域イベントは感染症対策を講じながら徐々に実施する方向に向かっています。

今年度、本事業を開催することで、開催後に感染症が増加に転じることを最大限防ぐと共に、地域住民・町外来場者及び事業従事者の安全安心を確保するために、大幅な事業縮小により、本事業を3年ぶりに再開します。ご理解のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

【本年度の事業内容】

- * 花火大会 実施します
- * まきまわ舟 中止 → 事業従事者の感染防止のため
- * 万灯ながし 中止 → 事業従事者の感染防止のため
- * 協賛事業 中止 → 事業従事者及び観客の密集抑制、感染防止のため
- * 歩行者天国 実施します
※観客の安全通行確保のため実施する
- * 露天商の出店 中止 → 観客の密集・飲食抑制、感染防止のため

■ 税務支援

源泉所得税の納付をお忘れなく！

本年も、源泉所得税の納付を行う時期となりました。源泉所得税は、給与の支払を受けるひとりひとりについて、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税金です。

源泉所得税の半期分(1月～6月まで)を7月11日(月)までに納付してください。

なお、納付書は税務署から個々に送付されたOCR様式のものを使用してください。

※ご相談は、商工会事務所にて随時行っておりますので、お気軽にご来所ください。

○納付相談にご持参いただくもの

- ・ 令和4年度分 源泉徴収簿
- ・ 納付書

※なお、令和3年度分に未還付税額がある方は、令和3年度分の源泉徴収簿を持参ください。

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策

屋外・屋内でのマスク着用について



- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	<p>マスク必要なし</p>	<p>マスク着用推奨</p>
会話をほとんど行わない	<p>マスク必要なし</p> <p>公園での散歩やランニング、サイクリングなど</p>	<p>マスク必要なし</p> <p>徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面</p>

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	<p>マスク着用推奨</p> <p>※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可</p>	<p>マスク着用推奨</p>
会話をほとんど行わない	<p>マスク必要なし</p> <p>距離を確保して行う 図書館での読書、芸術鑑賞</p>	<p>マスク着用推奨</p> <p>通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう</p>

高齢の方と会う時や病院に行く時は、**マスクを着用しましょう。**
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



新型コロナウイルス感染症予防のために
(厚生労働省HP)



📌 セミナー案内

「インボイス対策セミナー」開催のお知らせ！

令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス)制度が導入されます。下記のとおり、セミナーを開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

- 日時： 令和4年 6月15日(水) 午後7時より
- 場所： 八百津町ファミリーセンター 大研修室
- 講師： 三浦陽平 先生 (公認会計士、税理士、行政書士、登録政治資金監査人)
- 内容： *消費税の基本的な仕組み
*インボイス制度の概要
*インボイス制度の事前準備と留意点

📌 労働保険

働くみなさんのために、労働保険には必ず加入しましょう！

労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称したものです。

*加入義務のある事業場

正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、労働者をひとりでも雇っている事業場は加入義務があります。

労災
保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

- ◆ 労災保険 : 短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。
- ◆ 雇用保険 : 一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

八百津町労働保険事務組合(八百津町商工会)へご相談ください。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>